

贈与税減税と遺産マネー

発表日：2009年4月17日(金)

～遺産動機を持つ相続マネーは相対的に大きくない～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (Tel: 03-5221-5223)

経済対策の一環として、住宅取得のために親から子供に贈与される金銭を対象に、610万円の非課税枠が認められる。筆者は、この課税措置が新たに遺産マネーを動かす可能性については懐疑的である。金融資産をメインに遺産相続しようという世帯割合は大きくなく、むしろ課税対象になっている相続資産は、主に老後の不安などを心配して蓄積されていると考えられる。

経済対策としての贈与税減税

4月10日に発表された政府の経済対策では、贈与税減税がひとつの目玉とされた。贈与税の見直しは、住宅取得・改修(居住用家屋)をする用途に限って、親から子供(直系尊属)への金銭贈与を対象にして優遇する。2009年1月から2010年12月まで2年間の時限措置として、従来の年間110万円の金銭贈与の非課税枠を、年間610万円(+500万円)に拡大するというものである。

また、この特例は、相続税・贈与税の仕組みの中に相続時精算課税方式の過去の非課税枠3,500万円に組み合わせて使うときは、4,000万円(3,500万円+500万円)の非課税枠として利用することもできる。

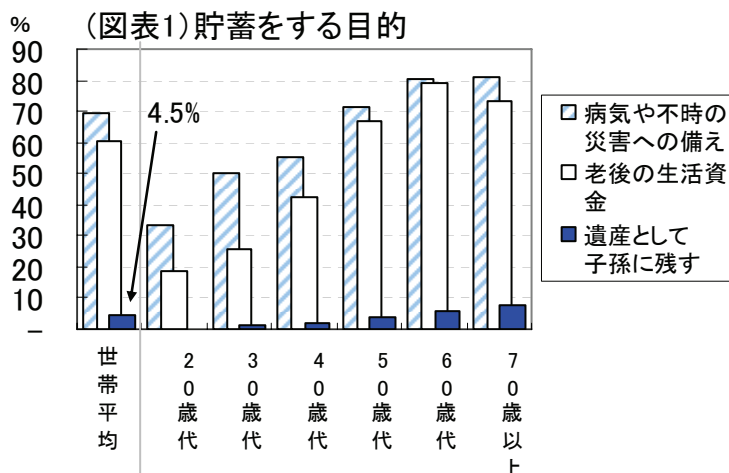
新しい仕組みづくりには、麻生総理の強い意向が働いたと言われている。確かに、贈与税の2009年度税収見通しをみると、1,170億円と相対的に大きくない。仮に、贈与税税収がいくらか減収する見返りに、数百兆円の家計金融資産が世代間移動して、それが支出・投資に回っていったならば、景気対策として大きな成功できる。そうした意味で挑戦的な減税プランということができる。

遺産マネーの規模を推計

今回の税制は、贈与税減税の形態を採っているが、基本は高齢者からより若い世代に対して生前贈与を加速させる一種の遺産動機に働きかける政策だと言える。そこで、まず、ベースになっている遺産動機のマネーがどのくらいの規模で存在するのかを推定してみたい。

家計の中で遺産動機を持っている金融資産を貯めている割合は、家計全体の4.5%程度となっている。金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査」(2008年)によれば、遺産を念頭において貯蓄をしている世帯数は、世帯平均(2人以上世帯)で4.5%、60歳代で5.8%、70歳以上で7.4%と高齢期になるほどに高まっている(図表1)。しかし、家計の中で、遺産相続そのものをしていと考えている世帯が、6割強もいるのに対して、遺産を貯蓄目的にしている世帯は驚くほど少ない(図表2)。

また、具体的にどれだけの金額を相続しようと考えているのかを、ゆうちょ財団(旧郵政総合研究所)



出所: 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2008年)

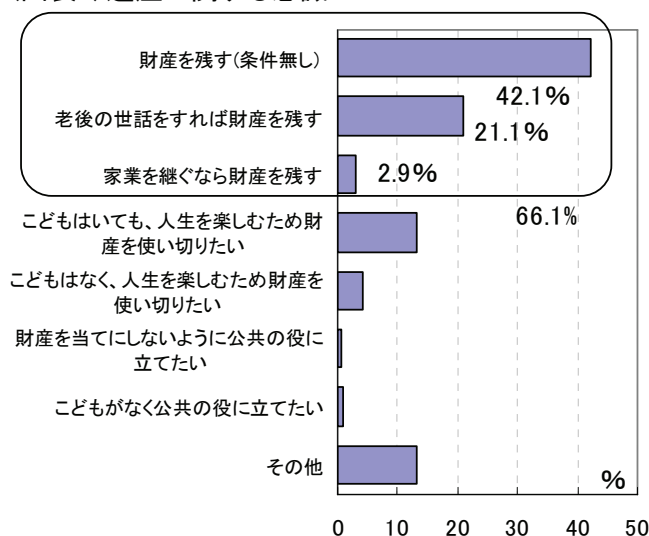
本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

の「家計における金融資産選択等に関する調査」(2006年度)から参照すると、世帯平均で金額が5,653万円となっている。この金額はすべてが金融資産ではなく、そのうち29.8%が金融資産*である(図表3)。そう考えると、相続財産のうち、金融資産の部分は、世帯平均で1,685万円と推定される。これを年代別にみると、高齢者ほど金融資産で相続をしようという傾向が弱くなり、60歳代1,112万円、70歳以上903万円と世帯平均よりも少なくなる。

マクロの相続予定資産額を試算しようとすると、遺産動機を持つ60歳代と70歳以上の世帯数に、1世帯当たりの予定資産額をかけることで、10.1兆円という計算結果になる(図表4)。この10.1兆円が、遺産相続をしようと考えている高齢者マネーの金額であると試算できる。

※遺産動機を持って移譲される相続資産の規模は、同アンケート調査に基づき、125兆円と試算できるが、この太宗は実物資産であり、金融資産は相対的に少ない。

(図表2) 遺産に関する意識



注: 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2008年)

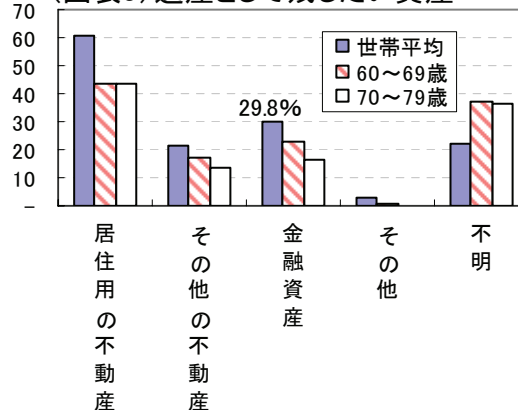
意外に少ない遺産動機

高齢者マネーが家計金融資産残高の約6割(840兆円程度)を占めていることが知られているが、その中で能動的な遺産動機を持っている高齢者マネーの規模はそれほど大きくはないという印象である。それに対して、相続税を支払っている人の保有資産は、国税庁の統計などを利用すると、229兆円とより巨大な規模だと推定される。この数字でも、遺産動機を持っている高齢者マネー10.1兆円と比べて大きな乖離がある。

そこで、ここで生じたギャップ***の理由を考えると、遺産として課税された金融資産は、必ずしも遺産動機によって蓄積されたものではなく、遺産動機を持っているマネーはその部分集合であると考えられる。高齢者マネーの中で金融資産をメインに遺産動機を持っている割合はそれほど小さくなく、むしろ「老後の不安」や「将来への備え」といった別の理由によって蓄えられている可能性が高い(前掲図表1)。

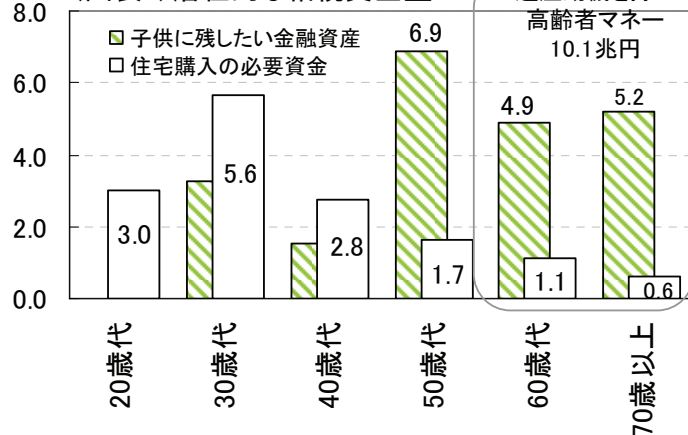
***10.1兆円という推定は、高額所得者ほどアンケートには参加しにくいという過小評価のバイアスが働いていることは否定できない。しかし、10.1兆円が数倍になったとしても、実際に相続税の対象になりそうな資産規模(229兆円)とは大きく乖離するという結論は変わらない。

(図表3) 遺産として残したい資産



出所: ゆうちょ財団「金融資産選択調査」(2006年)

(図表4) 潜在的な相続資金量



遺産動機を持つ高齢者マネー 10.1兆円

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

結局、高齢者マネーは、遺産動機よりも、老後の生活資金に備えた資金や病気や不時の災害への備えという部分の方が圧倒的に大きく、そうした不安を抱えたまま結果的に相続対象^{***}になってしまっている部分が多いのではないだろうか。

***無利子国債を非課税対象資産にするというアイデアならば、遺産を貯蓄目的にする貯蓄でなくても、予備的動機に基づく貯蓄を集めることはできるだろう。資産保有者の金融行動からは、遺産目的であるかどうかに関係なく、課税をされたくないという意識が強く働くと考えられる。無利子国債に流動性・換金性が保証されていれば、不安に備える資産の受け皿にもなって、巨大な資金を取り込むことは可能であると考えられる。

贈与税減税で移譲される可能性のある資金

一方、贈与税の非課税枠が年間110万円から610万円に拡大されることに伴って、仮にそれに反応する高齢者マネーがあったとすれば、どのくらいの規模の資金が動きうるのだろうか。

極端なケースとして、遺産動機を持っている高齢者世帯が、すべて610万円の非課税枠を使ったと仮定する。その場合、高齢者世帯102万世帯が610万円の枠を使ったとして、6.2兆円が最大限で移動しうる金額と試算される。この6.2兆円が、住宅取得をしたいと考えている若年代の資金ニーズに反応して動かすと考えられる(図表5)。

住宅投資の潜在需要に関しては、家計が平均的に約4割の自己資金を元手に、6割の資金を住宅ローンなどで借り入れて住宅投資を行うと考えられるので、15.1兆円(=6.2兆円÷約0.4)が潜在的な住宅投資額になる。2008暦年の名目住宅投資額は、16.5兆円なので、それと同程度の潜在的需要があると見積もることができる。

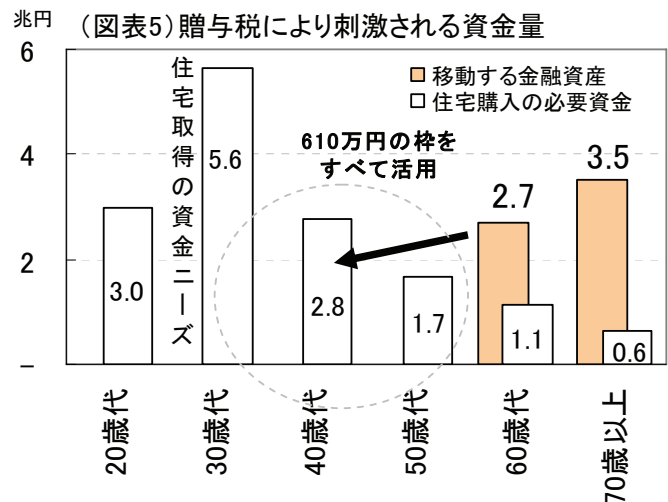
もっとも、遺産動機を持っている高齢者マネーのすべてが、子供などの住宅投資を支援するという可能性については、不確実な部分が大い。むしろ、遺産動機を持っていても、住宅支援のようなかたちでは資金は回りにくいと考えるべきではないだろうか。

例えば、(1)遺産動機を持つ高齢者は、自分の保有している住宅等実物資産を相続対象として念頭に置いている(前掲図表2)。彼らが将来的に住宅を相続しようと考えているのに、それとは別に子供たちへの住宅支援を通じて贈与を進めるというのは疑問である。遺産動機に、自分が面倒をみってくれるから住宅を渡すという前提があることを勘案すると、子供の住宅取得を援助してしまっているのは、かえってインセンティブが低下する。

さらに、(2)高齢者世帯では、贈与というかたちではなく、親から子供への貸付という形態で、今までにも住宅支援が相当に幅広く行われている可能性がある。もちろん、これは貸付であって返済義務を持っている資金である。

そして、(3)生前贈与というかたちでの相続資産の移転は、すでに相続時精算課税方式が採用されたときに一部の資金がすでに動いてしまっている可能性もある。この点に関して、今回の相続時精算課税方式の非課税枠を拡大する効果が限界的に世代間移転を進めるかもしれないが、そちらについても大きな変化を生じさせることが期待できるかどうかはわからない。

以上のように、いくつかの条件・環境を考慮すると、限界的に今回の贈与税軽減措置で誘導できるマネーの総量はそれほど大きくはないというのが筆者の見通しである。仮に、もっと別のインセンティブを用意して遺産動機を持つ世帯の金融資産を610万円ほど引き出すことができれば、最大6.2兆円のマネーを引き出すことが可能になるという計算は成り立つ。



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

世代間移転の本筋は労働を通じて

ここ十数年来、「家計金融資産に占める高齢者マネーを動かすことで、景気刺激に有効活用しよう」というアイデアはさかんに主張されてきた。しかし、そうしたアイデアは金融ビッグバンをはじめとして成功してこなかった。

筆者からみれば、「高齢者マネーを動かす」ということの本筋は、高齢者が消費を増やすことで、その資金が若年世代の勤労所得に変換されることだと考える。例えば、介護ビジネスを通じて、サービスを受ける高齢者がケアをしてくれる若者に相応の対価を支払えば、それは好ましいかたちでのマネーの世代間移転となるはずだ。

ところが、介護ビジネスに関しては、介護報酬が2000年の制度開始以来、数度にわたり引き下げられたこともあって、現場を若者が敬遠するようになってきている。残念ながら、介護・福祉分野での勤労を通じてマネーの世代間移転を進めることは、簡単なことではない。これこそ、紛れもなく正常な世代間移転が進むチャンネルが機能障害を起こしているということであろう(ここにきて、経済対策の中でようやく介護報酬は引き上げられることが決定された)。

要するに、高齢者が率先して高品質・高価格の財・サービスに消費しないから、結果的に勤労所得も制約されるという図式である。筆者は、医療・福祉・介護ビジネスを通じて若者の賃金が上がっていくメカニズムを強めることが最善の策であると考え。

一方、なぜ、高齢者が消費を増やさないかという、多様な将来不安が解消されずに、予備的動機が強く働くからだと説明できる。巨大なる高齢者マネーは、高齢期を迎えた人々が自分の将来生活がうまく描き切れないことの「結果」なのである。従って、この状況は「結果」であるからこそ、容易に変化させることはできないであろう。

誤解のないように言えば、筆者は高齢者マネーが肥大化する状況は決してそのままよいとは考えていない。もしも、多くの人が将来不安ゆえに巨大な金融資産が積み上げているのであれば、それはライフプランの設計図としてあまり合理的とは言えない。本質的には、金融資産を積み上げていなくても、豊かな老後が送れるような社会制度を描いていく必要であろう。

世代間移転のインセンティブ

では、具体的に、高齢者が老後の不安を解消するために何が必要であろうか。一例として、逆説的な見解を述べると、子供から親への援助ができるようになることが、それに資すると考えられる。すなわち、インセンティブの問題を考えると、親から子供に世代間移転が進むようにするには、同時に、自由に子供から親へと経済的支援ができるようになることも重要であろう。親からの支援を受けた子供は、いざというときに親から受けた恩義をフレキシブルに返すことができる。双方向の自由があつてこそ、世代会計の発想で消費・投資を増やすことができると考えられる。

なお、現在、独立して生計を営めない親族等に対しては、扶養義務者として生活資金を支援することは認められている。生活資金の支援は非課税であり、贈与にはならない。この部分に関して、子供が両親の医療・介護費用の範囲まで負担しやすくする改善策を講じることはできるだろう。現状、同居せず、生計をともにしていない親(非扶養者)の医療費については、医療費控除から外れる。同居していて、扶養家族になっている両親は、10~200万円の範囲内で医療費控除を受けることができる。医療費控除の対象を緩和して、子供の側に高齢期を迎えた両親の医療・介護費用の面倒をみることに手厚い配慮があれば、世代間の資産移転を進める一助になるのではないだろうか。

これは一案であつて、別の方策があるかもしれない。目指すべき状態は、親子が協調して老後の不安を和らげていく制度設計を考えていくことだろう。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。